

羽田新飛行ルート見直しのための都議会議員連盟 規約

(名称)

第一条 本連盟は、「羽田新飛行ルート見直しのための都議会議員連盟」と称する。

(目的)

第二条 本連盟は次の政策実現を目的とする。

- 1 2020年3月に運用が開始された羽田空港を発着する航空機の新飛行ルートを見直し、住民の安全と静穏な生活を保障する方式に変更すること。
- 2 同飛行ルート見直しのための政策研究、情報共有、東京都や国等への提言等を広く行うこと。

(会員)

第三条 本連盟はその趣旨に賛同する都議会議員をもって構成する。

(役員、顧問、相談役)

第四条 本連盟の役員は、会長、副会長、事務局長、事務局次長とする。なお顧問、相談役を置くことができる。

(事業)

第五条 本連盟は第二条における目的を達成するために必要な事業を行う。

(会費)

第六条 本連盟は会費を徴収しない。

(総会)

第七条 本連盟の総会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(改正)

第八条 本規約は総会において改正することができる。

以上

2021年6月14日 設立